

第24次東京都消費生活対策審議会第5回総会及び

第6回東京都消費者教育推進協議会

平成29年12月19日（火）  
東京都庁第一本庁舎42階特別会議室A

(午後 1 時 3 1 分 開会)

○消費生活部長 皆様、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本協議会の事務局を担当しております消費生活部長の三木と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。

本日の会議でございますが、審議の都合上、消費生活対策審議会と、部会であります消費者教育推進協議会、これの合同部会ということで開催をさせていただきますので、よろしくお願したいと思ひます。

座って失礼いたします。

では、議事に入ります前に、本日の出席状況について御報告をさせていただきます。ただいま御出席をいただいております委員の方は 20 名、委任状を 5 通お預かりしてございます。また、消費者教育推進協議会につきましては、委員 5 名、委任状を 1 通お預かりしてございます。

総会、消費者教育推進協議会ともに、東京都消費生活対策審議会運営要綱第 6 に定めず、委員総数の半数以上の出席という開会に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本審議会でございますが、原則公開とし、総会の内容は都のホームページなどに掲載し、公表させていただきますことを御了承いただきたいと存じます。

では、議事の進行でございますが、審議会の会長である後藤会長のほうにお願いしたいと存じます。

それでは、後藤会長、よろしくお願いたします。

○後藤会長 ただいまから、第 24 次東京都消費生活対策審議会第 5 回総会及び第 6 回東京都消費者教育推進協議会を開催させていただきます。

それでは、初めに塩見生活文化局長より御挨拶をいただきます。

○生活文化局長 生活文化局長の塩見でございます。本日は、委員の皆様、年末の大変お忙しい中、当会議に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、これまでも東京都の消費生活行政の推進に多大な御支援、御協力をいただいておりますことを、重ねて御礼申し上げる次第でございます。

会議の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

東京都消費生活基本計画の改定につきましては、本年 2 月に計画の基本的な考え方について、当審議会から答申をいただきましたこと、重ねて厚く御礼申し上げる次第でございます。

都では現在、本答申を踏まえまして、施策化の検討を進めております。先月 29 日に計画素案を公表いたしまして、現在、パブリックコメント、都民の意見の募集を開始したところでございます。

計画素案では、高齢者の見守り体制の構築などによる消費者被害の未然防止と拡大防止、

そして、情報分析機能の強化による不適正な取引行為を行う事業者の排除を初め、今日的な課題でもございます「持続可能な消費の普及」も加えた新たな五つの政策の柱を掲げているところでございます。

現在実施しておりますパブリックコメントの結果を踏まえまして、年度末を目途に計画を策定し、情報発信にも様々な工夫を凝らしていきたいというふうに考えてございます。

本日の総会では、国の法令改正に伴います「東京都消費生活条例に基づく品質等の表示を行うべき商品の指定の解除について」諮問させていただきますとともに、あわせて、この計画の素案についても、御報告させていただきます、御意見を頂戴できればというふうに思っております。

都におきましては、この新たな計画に基づきまして、都民の消費生活の安全・安心の確保に向け、消費生活行政を一層推進してまいりたい所存でございます。

委員の皆様には、それぞれの専門のお立場から、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○後藤会長 続きまして、前回の総会以降に委嘱されました委員の御紹介を、事務局からお願いいたします。

○消費生活部長 前回5月の第4回総会以降に御就任いただきました委員の皆様を、御紹介いたします。

お手元の資料1、委員名簿を御覧ください。

都議会議員の委員に交代がありましたので、御紹介をいたします。

加藤雅之委員でございます。

○加藤委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○消費生活部長 とや英津子委員でございます。

○とや委員 よろしくお願いたします。

○消費生活部長 藤井ともり委員でございます。

○藤井委員 よろしくお願いたします。

○消費生活部長 森澤恭子委員でございます。

○森澤委員 よろしくお願いたします。

○消費生活部長 なお、本日は所用により御欠席でございますが、同じく福島りえこ委員が新たに就任されておりますので、御紹介をさせていただきます。

任期は、東京都消費生活条例第45条第5号の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、平成30年5月19日までとなります。

また、東京都の幹部職員であります幹事及び書記の交代がございました。

新たな幹事・書記につきましては、資料2及び資料4の名簿の配付をもって紹介にかえさせていただきます。前回の総会以降、新たに就任した者に下線を引いてございます。

それから、本日の議事に入る前に、事務局より前回の第4回総会での発言の訂正について、御報告申し上げます。

前回の総会におきまして、事務局より、消費生活センターの条件として、相談日数を週4日以上確保することが求められており、今年4月に一つの市が条件を満たした結果、都内の人口5万人以上の区市全てがセンター化された旨の発言をいたしました。正しくは、4月ではなく、今年の10月から都内全区市においてセンター化をされておるということでございます。

大変恐れ入りますが、この場をおかりいたしまして訂正をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○後藤会長 それでは、議事に入る前に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○企画調整課長 改めまして企画調整課長の白石でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

次第をおめぐりいただきまして、資料1が審議会委員名簿になります。1枚おめぐりいただきまして、資料2が審議会の幹事・書記名簿になります。その次が、資料3としまして、消費者教育推進協議会の委員名簿になります。続きまして、資料4としまして、消費者教育推進協議会の幹事・書記の名簿になります。続きまして、資料5、こちらが本日の諮問文になります。続きまして、資料6が諮問事項でございます。帽子の指定解除についての説明資料になります。続きまして、資料7が東京都消費生活基本計画（素案）の概要になります。続きまして資料8が、東京都消費生活基本計画（素案）になります。

このほかに、参考資料といたしまして、東京都消費生活基本計画の冊子と、東京都消費者教育推進計画の冊子、東京都消費生活対策審議会の答申、冊子を机上にお配りしております。

不足している資料がございましたら、お知らせください。

○後藤会長 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

本日は、東京都消費生活条例に基づく品質等の表示を行うべき商品の指定の解除について、知事から諮問を受けておりますので、これから審議していきたいと思っております。

審議に入ります前に、諮問事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○消費生活部長 諮問事項と諮問の趣旨について、御説明をいたします。

資料5を御用意いただければと存じます。資料5の裏面を御覧いただきたいと思います。では、諮問事項と諮問の趣旨を読み上げをさせていただきます。

諮問事項。東京都消費生活条例に基づく品質等の表示を行うべき商品の指定の解除について。

諮問の趣旨。都は、東京都消費生活条例に基づき、消費者が商品を購入するに当たり、その品質等について容易に情報を得ることができるよう、品質等の表示を行うべき商品を指定し、商品ごとに、表示すべき事項及び方法を定め、事業者に対してこれらを表示す

ることを義務付けている。家庭用品品質表示法施行規則の改定に伴い、都が品質等の表示を行うべき商品として指定している一部の商品について、平成30年4月1日から家庭用品品質表示法による表示が義務付けられることから、東京都消費生活条例に基づく商品の指定の解除について諮問するものである。

以上でございます。

○後藤会長 ありがとうございます。

それでは、諮問事項の検討に当たりまして、事務局より内容の説明をしていただきます。

○取引指導課長 取引指導課長の石岡でございます。諮問事項の内容につきまして、資料6により説明させていただきます。座って失礼します。

まず、資料の左上、家庭用品品質表示法の部分を御覧ください。家庭用品品質表示法では、消費者が商品を購入する際に適切な情報が得られるよう、日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について表示すべき事項や表示方法を定め、事業者に表示を義務付けております。

国は、品質を見分けることが困難で、かつ見分ける必要性の高い商品を、同法施行令及び施行規則に基づき、対象品目として指定しております。

法改正前の数字になりますが、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品の4部門で、計90品目が指定されておりました。

繊維製品では、上衣、ズボン、スカートなどの衣類のほか、毛布やカーテンなども対象品目に指定されていますが、帽子は対象外となっております。繊維製品の場合、対象品目に指定されると、品目によって違いはございますが、主に次の表示が義務付けられています。一つ目は繊維の組成と混用率、例えば綿80%、ポリエステル60%と、そういった表示になります。二つ目が、水洗いができるかどうかや漂白やクリーニングが可能かなどの洗濯表示です。三つ目が、事業者の名称、住所等になります。

繊維製品以外の3部門についても、対象品目がそれぞれ指定され、品目ごとに表示事項などが定められております。例えば、合成樹脂加工品であれば、樹脂製のお皿やコップなどが指定され、表示事項として原料となる樹脂の種類、ポリエチレン、ポリプロピレンなど、また、耐熱温度や取扱い上の注意、火のそばに置かないですとか、電子レンジ使用の可否などが義務付けられております。

次に、資料の右上、東京都消費生活条例の部分を御覧ください。

東京都消費生活条例では、第16条第1項で、法令に定めがある場合を除き、商品ごとに表示すべき事項、表示の方法、その他、表示に際し事業者が守るべき事項を指定することができることと定められております。

この規定に基づき、家庭用品品質表示法で規制のない10品目について、都が独自に品質表示の基準をつくり、事業者に基準にあった表示をするよう義務付けております。現行の指定品目は、資料に記載されている10品目になりますが、その中に、現在は帽子が含

まれております。

条例による義務付けとなりますので、都内で消費者向けに販売される商品が規制対象となります。例えば、都外の事業者が製造した商品であっても、都民向けに販売するのであれば規制の対象となります。ただ、全国で商品を販売している事業者にとっては、東京向けと他県むけで表示を書き分けるというのは手間もコストもかかりますので、現実的には、一律に東京都の基準にあわせた表示をして、それを全国で販売している場合が多いというふう聞いております。

次に、資料左側の中ほどを御覧ください。

ここにありますとおり、平成29年3月30日に家庭用品品質表示法施行規則の改正がありまして、法の対象品目に「帽子」が追加されました。一年間の経過期間が設けられ、施行は平成30年4月1日からとなります。帽子につきましては、これまで条例により表示を義務付けておりましたが、今後は法の規制対象となることから、法と条例で規制が重複してしまうため、条例における「帽子」の指定を解除する必要があります。

なお、資料の一番下の部分に参考といたしまして、帽子の品質表示の比較を記載してございます。右側の現行条例を御覧いただきたいのですが、適用対象が、糸を使用した織物製または編物製の實用帽子で、商品の表面積のうち織物または編物の割合が50%以上のものと規定されております。つまり、帽子の表面積のうち、繊維の部分が50%未満であれば、条例では規制の対象外とされておりました。これに対し、法では、適用対象が糸を表生地の一部または一部に使用して製造したものと規定されており、帽子の表面に繊維が一部でも使われていれば規制対象となりますので、条例よりも規制の対象が広がっております。また、表示事項の3番目ですが、条例では事業者の氏名、名称の記載だけで足りませんが、法では氏名、名称に加え、住所または電話番号の記載も必要となります。

したがって、帽子が法の規制対象となることにより、これまでよりも若干広く表示義務が課されることとなりますので、条例の指定を解除することによる消費者への影響はないものと考えております。

資料裏面を御覧ください。

条例に基づく商品の指定・解除に係る手続の流れを記載してございます。

こちらにありますとおり、商品の指定、または解除を行う場合には、当審議会に諮問をしなければならないとする条例第45条第2項の規定に基づき、本日諮問させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○後藤会長 ただいまの説明について、御意見や御質問がありましたら御発言ください。

よろしくお願いたします。

○とや委員 帽子がこれまで国の規制の対象外になっていたものが、今回、法律で規制されるというふうになったこと自体、歓迎したいというか、よかったなというふうに思っ

おります。

参考にお聞きしたいんですけれども、この施行規則を改正するに当たっての議論の中で、現在、法の規制の外になっている現行の東京都が条例で指定している品目については、議論の訴状に上がらなかったのかどうか。そこら辺を教えてくださいませんか。

○取引指導課長 国のほうで公式にオープンにしている資料の中で確認できる範囲では、今、東京都が条例で対象にしているものについて、法の規制対象とするという議論は、具体的には上がっておりません。

○とや委員 考え方として、本来、全国で一律で消費者を守るという観点から、国が規制をきちんとかけていくべきだと私は思っているんです。それをカバーするために東京都が、こういった形で条例で指定をしているわけですけれども、東京都としては、これらの10品目についても、国で規制をしていく方向で考えていくべきだというふうにお考えなのかどうか、その方針というんですか、そこら辺を。考え方について伺いたいと思います。

○取引指導課長 これらの10品目が指定されたのは、かなり昔でして、最後に指定されたのが平成元年というようなものになります。

それで、先ほど申し上げたとおり、この間東京都で規制対象になってきたことで、既に、この表示が全国に流通しているものにおいてもスタンダードになってきている状況がございますので、そういう意味で、この表示がないことによる消費者被害というのはかなり少なくなっているのかと思います。

確かに、消費者のことを考えると法律で全国的に表示義務が課せられているということが望ましいとは思いますが、今のような理由で、現時点において東京都においては、必ずしも国がこれを法律で規制しなければ何か特別な消費者被害が発生する状況にあると言えるような結論には至っていない状況です。

○後藤会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。今回の諮問事項については、国の法令改正に伴って同様の規制となる商品の指定を解除するものになりますので、本日の総会で諮問事項に対する答申の決定まで行いたいと思います。

それでは、事務局から答申案の配付をお願いいたします。

(答申案配付)

○後藤会長 よろしいでしょうか。

それでは、事務局から、答申案の説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、答申(案)について御説明いたします。ただいまお配りしました答申(案)を、一枚おめくりいただきますと、目次がございます。今回の答申(案)は、四つの項目で構成されております。右側の1ページから順に、御説明させていただきます。

まず、1、東京都消費生活条例と家庭用品の品質表示におきましては、表示の必要性や、

消費生活条例において義務付けている表示について記載をしております。

次に、家庭用品品質表示法について記載してございます。繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難かつ見分ける必要性の高い品目を指定し、表示すべき事項と、表示に際して重視すべき事項を定めております。

東京都では、家庭用品品質表示法で規制のない10品目について、条例で商品の指定を行い、表示を義務付けております。

続いて2では、条例に基づき表示を義務付けた「帽子」の表示すべき事項について記載をしております。

また、3では、今回の家庭用品品質表示法施行規則の改正により、新たに義務付けられた「帽子」の品質に関し、表示すべき事項について記載をしております。

先ほどの説明にもありましたとおり、今回の規則改正で品質表示が義務付けられた「帽子」の対象は、条例に基づき指定をしている「帽子」よりも範囲が広く、また、表示すべき事項につきましても、条例で指定する事項を網羅し、さらに住所、または電話番号が表示事項として追加されることとなります。

こうした状況を踏まえまして、ページをおめくりいただき2ページ目を御覧ください。

結論といたしましては、都の条例第16条1項に基づき、品質表示を義務付けております「帽子」につきましても、平成30年4月1日から家庭用品品質表示法の適用を受けるため、同項に基づく商品の指定を解除すべきであるとしております。

なお、3ページ以降には、付属資料といたしまして、諮問文、審議会委員名簿を添付しております。

本答申につきましては、諮問に引き続き答申をいただくため、パブリックコメントの実施はいたしません。

事務局からの答申（案）についての説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○後藤会長 ただいま事務局から、答申（案）について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら御発言ください。

よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がないようでしたら、事務局案のとおり、答申として決定したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○後藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり、答申とさせていただきます。

それでは次の議事に移ります。

先月、東京都消費生活基本計画の素案を公表したとのことですので、事務局より報告を



お願いいたしたいと思えます。

○企画調整課長 それでは説明させていただきます。

事前にお知らせさせていただいておりますとおあり、先月29日に、東京都消費生活基本計画の素案を公表いたしました。この場をお借りしまして、素案の内容について、御報告させていただきます。

お手元の資料7、東京都消費生活基本計画（素案）の概要により、御説明いたします。

今回の計画、素案につきましては、五つの章で構成されております。

まず、第1章、計画の策定に当たっての1、計画策定の趣旨でございます。2013年に改定しました現行の消費生活基本計画では、高齢者、若者などを狙う悪質事業者の排除、ライフステージに応じた消費者教育の推進、戦略的な消費生活情報の収集・発信、東京都消費生活総合センターにおける被害救済機能の強化を重点施策に定め、消費生活行政を推進してまいりました。また、消費者教育推進法に基づき、2013年8月に全国に先駆けて東京都消費者教育推進計画を策定し、大学、消費者団体、事業者団体等と連携しながら取組を進めてまいりました。

しかしながら依然として悪質商法による消費者被害、身近な商品サービスによる事故などの問題は、後を絶たない状況でございます。高齢化の進行、情報通信技術の進化、グローバル化等、消費者を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、これに伴い消費者の意識や行動、消費者と事業者の取引形態等にも変化が見られます。東京都には、これまでの取組の一層の推進と、東京2020大会を契機とした持続可能な社会の形成に向けた取組も求められているところでございます。

そのため、消費生活の安全・安心を確保し、都民の健康で豊かな消費生活の実現を目指すため、新たな消費生活基本計画を消費者教育推進計画と一体的に策定し、消費生活に関連する施策を総合的に推進してまいります。

2の基本理念につきましては、東京都消費生活条例の趣旨なども踏まえまして、健康で安全かつ豊かな生活を子孫に引き継ぐことを目指し、都民の消費生活の安定と向上のために、施策を推進していくこととしております。

本計画は、東京都消費生活条例に基づく基本計画、及び消費者教育推進法に基づく都道府県消費者教育推進計画として位置付けております。また、消費者の視点に立って計画的、総合的に推進していくための、今後5年間の基本指針ともなり得るものでございます。

資料の裏面を御覧願います。

第2章、消費生活をめぐる現状でございます。

東京都の人口の動向でございますが、人口に占める65歳以上の人口の割合、いわゆる高齢化率は、今後も増加が予想され、一層の高齢化が進むとともに、高齢者世帯の増加も見込まれております。また、東京都内在住の外国人の人口は増加傾向にあることなどを記載してございます。

2の、データ等から見る消費生活の現状でございます。(1)消費者被害等の現状につきましては、消費生活相談件数が12万件と、依然として高い水準で推移をしております。このうち、高齢者からの相談は3割を超えており、平均契約購入金額も、ほかの世代と比べて高額となっております。また、若者からの相談件数は、20歳未満と20歳代で大きな差がございます。これは、未成年者取消権が一つの要因として考えられるという旨を記載しております。

(2)身近な商品・サービスや日常生活に潜む危険でございます。危害・危険に関する相談は、消費生活相談全体に占める割合としては高くございません。ただ、特に子どもの事故の場合は、親が自分の責任と考えているなど、消費生活相談に至らないケースもあると考えられます。一方、事故による救急搬送人員数は年々増加傾向でございます。

(3)消費者教育の現状でございます。消費者教育を受けた経験がある割合は、20歳代が最も多く、小中学校、高等学校の授業など、学校で受けた経験が多いという結果となっております。一方、50歳代以上では、自治体を実施する消費生活講座、職場や地域での研修、講習会等で受けた人の割合が高くなっております。また、学校におきましては、学習指導要領が改定され、消費者教育の充実が図られているところでございます。

3の消費生活を取り巻く環境の変化、こちらでは、消費者向けの電子商取引の状況、インターネットの閲覧の際にスマートフォンを利用する人の増加、電子マネーを初めとした決済方法の多様化に関するデータなどを記載しております。

4、消費者の意識でございます。東京都が実施しました意識調査によりますと、最も関心のある消費生活問題としましては、食品の安全性が一番多くございました。また、エシカル消費を知っている若者は6.1%でございました。消費生活トラブルに遭わないために必要なことは、「消費者自身が知識を身につけて、トラブルに遭わないように注意する」が約8割といった結果が出ております。また、東京都に力を入れてほしい取組は、悪質事業者の取締りの強化が半数といった結果が出ております。

5、国における消費者行政等の動向につきましては、国の消費者基本計画の策定、消費生活関連法の改正のほか、消費者ホットライン(188番)の開始などを記載しております。

続きまして、第3章に移らせていただきます。計画の視点と政策の柱でございます。

こちらにつきましては、2月の答申を踏まえまして計画を推進していくに当たって、特に留意すべき事項を、計画全体の視点として掲げております。具体的には、視点1としまして、主体的な消費行動への変革の促進、視点2としまして、情報通信技術の進化やグローバル社会への対応、視点3としまして、様々な主体のつながりと連携による取組の強化でございます。また、本計画を体系的に推進していくため、五つの政策の柱と、柱に基づく施策の方向性を設定いたしまして、三つの視点に留意しながら施策を展開してまいります。

第4章、具体的な施策の展開でございます。

各政策の柱ごとに、これまでの主な取組と課題、そして、課題解決に向けた今後の施策の展開を記載しております。本日の概要資料には、政策の柱ごとに、今後取り組む施策展開のうち、主なものを記載してございます。

まず、政策1、消費者被害の未然防止と拡大防止でございます。

(1) 被害防止のための注意喚起・情報発信につきましては、工夫を凝らした効果的な注意喚起・情報発信を行ってまいります。若者世代の啓発には若者が多く集まる場所で、芸人による漫才やコントなどにより、消費者被害防止を呼びかけてまいります。また、高齢者に対しましては、消費生活情報誌「東京くらしねっと」について、高齢者向けの内容を充実してまいります。

また、ホームページ「東京くらしWEB」における情報発信と外国語による情報提供の充実につきましては、消費者被害や商品事故の未然防止に向けた注意喚起やアドバイス、動画やクイズ形式の教材など、消費生活情報を総合的に提供してまいります。また、こうした情報につきましては、ツイッター、フェイスブックなどのSNSを活用し、発信してまいります。

また、今後、増加が予想されます中長期に滞在する外国人や、在住外国人に対しまして、新たに消費生活トラブルに関する情報を、英語、中国語、韓国語の3カ国語で提供するなど、情報提供の充実を図ってまいります。

(2) 見守りによる消費者被害の防止と早期発見でございます。高齢者の見守りによる消費者被害の防止につきましては、地域で高齢者を見守るネットワークが構築されるよう、見守り人材などの育成支援や高齢者福祉部門等と連携した見守り体制の充実に向けた区市町村への支援を行ってまいります。

消費者被害を防止する見守り人材の育成につきましては、ケアマネジャー、ホーム増えるパーなどの介護事業者、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、町会・自治会など、高齢者を見守る方々を対象に、悪質事業者の特徴や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて出前講座を積極的に行ってまいります。

民間事業者等と連携した注意喚起でございますが、宅配業務を行う民間事業者と連携いたしまして、悪質商法被害に関する注意喚起情報のリーフレットを、高齢者や高齢者を見守る方に声かけしながら手渡しすることで、注意喚起をする取組を進めてまいります。

続きまして、政策2、不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成でございます。

(1) 不適正な取引行為等の排除でございますが、悪質事業者の取締りの強化を図ってまいります。これまで、事業者の調査、指導処分を行ってきました特別機動調査班に、仮称ではございますが情報管理班を新たに設置いたします。情報管理班では、迅速に情報端緒や適用法令の整理を行い、情報を多角的に分析することで、法令適用の精度を高め、不適正な取引行為等を行う事業者の取締りの強化につなげていきます。

また、不当表示に対する監視等の強化でございますが、幅広く情報を収集するため、新たにWEBサイトでの不当表示の通報の受け付けを開始いたします。そのため、現在運用しております悪質事業者及び架空不当請求の通報サイトを、新たに開始するこの不当表示の通報サイトと一元化をいたしまして、消費者が通報しやすい環境を整えてまいります。

(2) 健全な市場の形成でございます。事業者によるコンプライアンス向上のための取組の支援としまして、事業者が不適正な取引の防止や、商品・サービス表示など、法令を遵守した事業活動に取り組めるよう、集合型の講習会に加えまして、出前型の講習会を新たに開催してまいります。また、適正な計量の推進でございますが、適正な計量の実施を確保するため、商品量目立入検査を実施するほか、計量講習会などを通じまして、事業者の適正計量に向けた意識啓発も図ってまいります。

続きまして、政策3、消費生活の安全・安心の確保でございます。

(1) 商品・サービスの安全の確保でございますが、相談情報や事故情報等を幅広く収集いたしまして、安全性に疑いのある商品等につきましては調査分析を行い、消費者への注意喚起や事業者への指導、国や関係機関への要望等を行ってまいります。

また、過去に取り組んだ安全対策につきましては、事故防止の継続的な取組を進め、安全対策の充実を図ってまいります。

続きまして、事業者等と連携した安全対策の推進でございます。消費者、事業者、学識経験者で構成する商品等安全対策協議会を開催いたしまして、事業者等と連携した協議、検討を行い、効果的な安全対策や商品の改善提案を行ってまいります。

(2) 安心して商品・サービスを選択できる取組の推進でございます。安全に配慮した商品の普及に取り組んでまいります。事業者と連携した安全に配慮した商品の見本市の開催、懸賞制度や応募者への審査料補助等によりまして、安全に配慮した商品の開発促進や普及を図ってまいります。

資料の裏面を御覧願います。

(3) 災害時における消費生活の安心の確保でございます。災害時における物資の確保でございますが、災害時における物資を確保するため、民間事業者等と連携いたしまして、連絡会議の開催や、災害時を想定した訓練などを行うなど、災害時に備える取組を推進してまいります。

続きまして、政策4、消費者教育の推進と持続可能な消費の普及でございます。

(1) 主体的に選択・行動ができる消費者に向けた消費者教育の推進でございます。学校における消費者教育の推進と教員に対する支援につきまして、学校において消費者教育を学習指導要領に基づき推進してまいります。また、学校における消費者教育を担う教員に対しましては、食育、金融経済教育など、最近の消費者問題の事例も含めた事業に役立つ内容の講座を開催してまいります。

また、成年年齢引下げを見据えた消費者教育の充実でございますが、教員に対して意識

啓発を行うとともに、高校生への啓発や、若者向けにSNS等による情報発信を強化してまいります。

(2) 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進でございます。エシカル（倫理的）消費の理解の促進に取り組んでまいります。消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進するため、人や社会、環境に配慮した消費行動でございます、エシカル消費の理念を広く都民に普及啓発し、理解の促進を図ってまいります。具体的には、「東京くらしWEB」上にエシカル消費に関する特設ページを作成するほか、若者が集まるイベントでの普及啓発、リーフレットや教材等の作成、講座の開催など、様々な機会やツールを活用して行ってまいります。

また、消費者団体等との協働により、食品ロスの削減をはじめとする、環境に配慮した消費行動の普及啓発、地産地消や被災地支援につながる取組など、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進する取組なども進めてまいります。

政策5、消費者被害の救済でございます。

(1) 消費生活トラブルの解決に向けた相談対応でございます。この中で、消費生活相談の充実を図ってまいります。英語、中国語、韓国語の3カ国語による三者間通話による電話相談を実施するほか、聴覚障害者の方向けに電子メールによる相談を新たに開始いたします。区市町村の消費生活相談窓口の支援連携につきましては、都民に身近な窓口でございます区市町村の消費生活相談窓口を支援していくため、情報連絡会を定期的に開催して情報共有を行うほか、消費生活相談アドバイザーや消費生活相談カウンセラーなどの、都の専門家制度を活用した支援、区市町村からの相談処理にかかる紹介に対する助言なども行ってまいります。

(2) 被害回復に向けた取組の推進でございます。まず、消費者被害救済委員会によるあっせん・調停でございます。消費生活総合センターや区市町村の相談窓口寄せられた苦情、相談のうち、都民の消費生活に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれのある紛争につきましては、消費者被害救済委員会であっせんや調停を行いまして、解決を図ってまいります。

続きまして、特定適格消費者団体への総合的な支援でございます。特定適格消費者団体が被害回復関係業務を円滑に遂行できますよう、必要な相談情報の提供や訴訟資金の貸付けなどの総合的な支援を行ってまいります。

第5章、計画の着実な推進に向けてでは、1の推進体制でございますが、本計画を着実に推進していくため、国、他の道府県、庁内関係各局、消費者団体、事業者、事業者団体等の皆様と連携するとともに、区市町村の消費生活行政を支援することで、都全域での消費生活行政を適切に推進してまいります。

2の進行管理でございますが、計画における各施策、事業につきましては、毎年度実施状況を確認し、審議会に御報告させていただきます。東京都としましては、審議会の御意

見を尊重いたしまして、施策事業に反映してまいります。

消費者教育の推進につきましては、東京都消費者教育推進協議会の御意見を踏まえまして、施策を推進していくこととしております。

以上、東京都消費生活基本計画（素案）の概要でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○後藤会長 消費生活基本計画の改定につきましては、昨年度、知事からの諮問を受け、改定の基本的な考え方について、本年2月に答申いたしましたところです。

審議会としての意見は、答申として示しているところではありますが、この機会に皆様からの御質問や御意見を伺いたいと思います。

御質問、御意見がありましたら、御発言ください。

石戸谷委員、よろしく申し上げます。

○石戸谷委員 御説明、ありがとうございました。

まず、総論的な話ですけれども、これまで、去年の中間のまとめ、それから2月の答申という過程で述べてきたことなんですけれども、できるだけ具体的施策を打ち出しながらやっていったほうが、意見も出しやすいしわかりやすいということによってまいりまして、それは作成途上であって、だんだん具体的なものがはっきりしてくると、こういう話でありまして、素案を拝見しますと、確かに中間のまとめ、あるいは答申を踏まえた形で、かなり具体的に文章の中で、具体的にどういうものやるかということがうたい込まれてきていると思いますので、その点については評価したいと思います。

一方、パブコメについても、具体的施策そのものは乗っかっていないと思うんですけれども、具体的施策がありますと、非常に具体的話でわかりやすくなるので、何をどういうぐあいにやるのかというのが、はっきり書いていますので。この具体的施策に挙げている全部には目を通すということは、まずないと思うんですけど、特定の分野についての研究者でありますとか、取り組んでいる団体とか、様々あると思いますので、具体的な施策があると意見が出しやすくなるし、中には専門的な知見に踏まえて、非常に貴重な意見を出しやすくなると思いますので、今後、ぜひ、そういった方向でお考えいただきたいというのが総論です。これは、意見として述べたところです。

それと、具体的な話になりますけれども、見守りによる消費者被害の防止と早期発見のところを例に取りますと、こここのところも従来から意見を述べてきていたところでありまして、柱としては、高齢者福祉部門との連携というのが非常に重要であるという意見を述べられて、その方向でということで検討いただいて、45ページのところになりますけれども、今回、はっきりと高齢者福祉部門等と連携した見守り体制の構築というようなものをうたい込んでいただいているので、そここのところは、よかったなと思っております。

他方、その具体的施策の方面で、どう落とし込まれるのかということについての、これはお尋ねなんですけれども、この中身だと、現行の基本計画でいきますと、施策番号1

の1の1というところに見守りネットワークの活用促進というのがあるわけなんですけれども、そのところは、生活文化局の担当が挙げられているんですけども、福祉保健局が入っていないわけなんです、この本文との関係でいけば、具体的施策の中で、両局が取り組むというふうな書き方になっているんでしょうか。そのところを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○企画調整課長 高齢者見守りネットワークの構築に関しましては、生活文化局だけではできないものですから、福祉部門とも連携を図っていくこととしております。特に区市町村において、福祉部門と消費生活部門が連携していく必要がございますし、そういった区市町村に対する高齢部門と消費生活部門の連携の働きかけというのは、東京都としても、今後も積極的に進めていく必要があると思っております。

今回、計画素案につきましては、今後の施策の展開までまとめております。3月末の計画策定の際には、東京都の各局の事業一覧を掲載することになっておりますので、今後、検討していきたいと思っております。いずれにしましても、福祉部門との連携は、きちんと今後もやっていきたいというふうに思っております。

○後藤会長 石戸谷委員、よろしいですか。

○石戸谷委員 まあ、調整中ということですかね。この本文からいくと、入るべきだと思うんで、ぜひ、その方向でお願いします。

○後藤会長 ただいまの石戸谷委員の御意見に関してでも、あるいはほかのところでも、何かございましたら御発言ください。

はい。飛田委員、よろしく申し上げます。

○飛田委員 ありがとうございます。全体としてはよくまとまっていると思うんですけど、幾つか気のついたことがございます。

例えば、44ページあたりに、本文の資料8のほうに当たるかと思っておりますけれども、日常生活における事故と火災の未然防止というところがございます。「業界や事業者等に対して業務改善指導するとともに」と書いてあるんですけども、危険性などについての表示のあり方等も含めて、あるいは何か問題点のある設計があれば、ユニバーサルデザイン等に基づく商品設計の見直しといったような文言が欲しいと思って拝見しました。

それから、これは今後懸念されることですので、どこに入れていただくのが適切なのか。ここに続けて、「火災情報の提供や火災の実験映像動画の公表などを行い、未然に防止する取組を進めます。」ということで、心配しておりますのが、住宅用の火災報知機が義務付けられて、たしか10年ぐらいになるかと思っておりますけれども、電池式のものについてはメンテナンスをしませんと電池切れになっていて、用をなさないというような問題がありまして、それは業界の人も心配をしているということがわかりました。消費者としても、なかなか高いところに取りつけられている場合もあり、安全機器のメンテナンスみたいなことも御検討いただけたらよろしいのではないかと思っております。

確かに、ここにありますような実験映像の動画など、大変効果的で、このような形で推進していただきたいと思うんですけども、そうでない日常的なメンテナンスの問題についても御検討いただければありがたいと思った次第です。

それから、48ページでございますが、政策2の不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成の中でございますが、48ページの不当表示の監視のところ、消費者として懸念しておりますのは、これは買い物依存症、多重・多額の債務者の問題にもつながるのではないかと考えておりますけれども、我が国においては公共の電波を使って、過剰なテレビショッピング情報が垂れ流されております。こういう問題は、東京にキー局がたくさんございますので、東京都がしっかりと不当表示を監視するというと同時に、情報量の異常性とか、それから消費者に対する押しつけがましき、それから何分以内なら割安にしますといったような購買強制につながるような景表法、独禁法関係の問題も内包しておりますので、そういう問題についても見ていただければありがたいと思って読ませていただいております。

それから、54ページになりますが、輸入食品に、政策3の消費生活の安全・安心の確保のところ、全体としては賛成なんですけれども、特に輸入食品に関しましては、これからだんだん自由化が、さらにグローバル化が進んでまいります、ここで「残留農薬、遺伝子組み換え食品等の検査をはじめ」というように書いておられますけれども、例えば動物性医薬品の問題、それから食品衛生法の遵守にかかわる放射線の照射の問題等、これから懸念されるところでありますので、入れていただければいいのではないかなと思いつつながら読ませていただきました。

もう1点でございますが、85ページあたり、第5章、計画の着実な推進に向けて。(1)消費者団体との協働・支援というのがございます。それで、ここで適格消費者団体への支援とか、様々な形での支援は欲しいところなんです、消費者団体そのものが大分かわってきておまして、私たちなどは来年70年を迎えまして、長い問題提起型のボランティアによる団体でございます。これが、昨今では相談業務に当たられる方々、それからまた、もちろん団体での事務に当たってくださる方々、いろいろ業務として消費者団体として担ってくださっている方々が大変力を持っておられまして、優秀な人材が多いのですが、ボランティアたちは高齢化しており、また、そういう力に押されて、声を上げる機会もだんだんなくなってきております。そういう意味では、問題提起型の組織が潰れてしまっているのかという危険性を感じまして、私自身も老骨にむちを打ちまして取り組む者の一人でございます。東京都消費者月間等でいろいろお力添えをいただいたりして、いろいろな団体のボランティアたちが活躍しておりますけれども、今後も問題提起型は必要だと思います。事後の問題処理型の組織だけに力が、行政の費用とか予算が注がれないように、未来を見据えて、今の問題点を考えていただきたいと思って、多少、私たちの利害も絡んでおりますけれども、この点も申し上げたいところでございます。



以上でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

東京都から、何かございますでしょうか。

○企画調整課長 今、いただいた御意見を含めまして、今後、計画改定に向けて検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○飛田委員 よろしく願いいたします。

○後藤会長 それでは。丸山委員、よろしく申し上げます。

○丸山委員 第3章の視点2、情報通信技術の進化に関しまして、この基本計画が確定することを前提に、来年度以降の取組を考える上での、質問というよりも意見を述べさせていただきます。

それは、消費者が、今まではITの進化によって被害を受ける立場にあることが多かったけれども、今後、意識的ではないにせよ、加害者の側に回りかねないということであります。

その一つが、家庭電化製品など、様々な物がインターネットにつながったり、恐らく今後二、三年の間に自動運転の乗用車が普及し始めたりといった形で、インターネットに様々な媒体が接続するようになると、そのセキュリティーの弱さのようなどころを使って、様々なサイバーテロに悪用されるおそれがあります。

これから東京はオリンピックを控えますので、恐らくそういった官公庁のホームページの攻撃であるとか、インフラシステムへの攻撃であるとかというサイバーテロの標的になり得るおそれがあるけれども、そのようなサイバーテロの媒介に、各家庭の様々なインターネットに接続した電化製品が利用されるおそれがありますので、情報セキュリティー教育みたいなことになると思うんですけれども、消費者に対して、そういった情報提供をすることが必要になるのではないかと思います。

もう1点が、民泊の話でして、旅館業法の規制緩和などによって、恐らく民泊が合法化されて、今後様々なところで、そういった宿泊施設が提供されると思いますし、合法化したことによって、恐らく民泊の仲介サイトもこういった営業活動を活発化させていくだろうと。そういう中で、もう既に問題がいろいろなところで少し起こっているようだけれども、既に住んでいる住民と、それから民泊施設を使って宿泊した観光客というんですか、そういう人たちの間でトラブルが生じたり、民泊施設を提供している貸し主さん、オーナーさんと近隣住民との間で、様々なトラブルが起こり得る可能性もありますので、これもやっぱり消費者教育ということになるのかもしれませんが、そういったインターネット、情報通信技術の発展によって、消費者が被害を受ける側だけじゃなくて、いとも簡単に加害者側になりかねないんだというような視点を、今後、盛り込まれてはいかかなというふうに思いました。

以上です。

○後藤会長 都からのコメント、何かございますでしょうか。

○消費生活部長 ありがとうございます。

今、その情報通信技術の進展によって、例えば、いろんな情報を発信する際に、間違っ  
た情報を無意識的に、あるいは悪意を持った誘導を消費者が発信したり行ったりというこ  
とがあるというような報道もなされておりますので、我々事務局の中で、その辺の議論も  
一旦したことはあります。具体的に今回書くには至らなかったんですけども、今後また5  
年間の計画ですので、そういった動向を十分に見きわめながら、具体的なその施策とい  
うか、注意喚起に反映すべきときに、しっかりと反映していくようなことを心掛けていき  
たいというふうに思っております。

○後藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、とや委員、よろしくお願ひします。

○とや委員 はい。まず、御説明ありがとうございます。そして、この計画が5年計画だ  
ということで、消費者の皆さんを被害から守っていくために、未然に防止していくために、  
実効ある計画にしていきたいなと思っております。

そこで何点か伺いたいんですけども、一度被害に遭ってしまうと、なかなか例えば金  
銭であったら、その金銭がなかなか戻ってこないとかという事例が、私もこの間たくさん  
の方々から消費者被害についての相談を受けてきました。若い人而言えば、例えば高額な  
化粧品を買わされてしまったとか、あるいは、ここにお金を振り込めばもっとお金がもう  
かるからとかということで、コンビニにお金を振り込んでしまうとか、消費生活センター  
に相談に行くんだけど、結局お金が戻ってこなかったという事例がございました。

それから、高齢者になると、先日はお風呂の浴槽の取替えだといって、やっぱり数十万  
の見積書を持ってきたんですけども、結局、その見積書は実は契約書と一体になっていた  
ということで、判こを押してしまって、それはすぐに相談に来たのでリコールができた  
んですけど、リコールというか、解約ができたんですけどもね。

それ以外にも、数千万円の規模で悪質な業者に騙されてしまったという方がたくさんい  
て、1件しか、そのお風呂だけしか私の受けた相談は戻ってこなかったんですよ。そう  
いう意味では、やっぱり防止をしていくことがとても大事だと思っております。

そこでちょっと伺いたいんですけども、やはり、45ページ、4章の具体的な施策の  
展開の45ページの(2)番、見守りによる消費者被害の防止と早期発見のところ  
です。区市町村の自主的な取組を支援すると。全国の都内での見守りネットワークを活用して、  
被害者の方々が本当に深刻な被害に遭わないようにしていく、この取組はとても大事だ  
と思っているんですけども、今、私は練馬区なんですけれども、練馬区の見守りという  
と、大体、社会福祉協議会とかがネットワークを構築して、人材育成もしているという自治体  
も多いんじゃないかと思うんですけども、こういった社協との連携を今後どういうふう  
に具体的にやっていくのかという問題です。

例えば、定期的に情報交換の機会を設けるとか、そういうことをお考えになっているのかどうか、そこら辺をちょっと伺いたいと思います。

○後藤会長 よろしいですか。

いかがでしょうか。

○企画調整課長 高齢者の見守りネットワークの構築につきましては、東京都としても非常に重点課題として力を入れているところでございます。

今、お話ありました、消費者被害発見ですとか、連絡のための地域における体制の構築は重要になりますが、構築だけではなくて、どのように対応していくのかといった点も重要になります。

例えば、そういった話があったときに、消費生活部門に連絡が届くのかとか、日常的に消費生活部門が福祉部門に情報提供しているのか、速やかな相談につながっているのか。そのような対応を行う区市を東京都は支援しております。その中で先生のおっしゃった社会福祉協議会ですとか、地域包括支援センターですとか、福祉部門の中に消費生活部門が入って行って、体制だけではなくて、そういった運営面、定期的な情報提供ですとか、連絡体制の明確化ですとか、そういったソフトの部分を積極的に支援していくと、そういった状況でございます。こうした取組を続けながら、区市町村における高齢者の見守りネットワークというものを、構築していくための取組を進めているところでございます。

○とや委員 ありがとうございます。ここはぜひ、できれば定期的に協議を設けるとかして、情報交換をして、必要なところに手が届くような展開をしていただきたいと思います。

その下に、消費者被害を防止する見守り人材の育成ということが書き込まれているんですけども、ここもとても大事だと思っているんですが、なかなかここに書いてあるような事業者の方々だけでは、人材育成ができないという現状もあると思います。そこで東京都が出前講座を積極的に行うというふうになっているわけですけども、この出前講座は、右側にチラシが書いてあるんですが、チラシをこういった機関に配布をするというやり方なのか、もう少し積極的なアプローチを考えていらっしゃるのか、そこを教えてください。

○後藤会長 よろしく申し上げます。

○活動推進課長 消費者生活総合センター活動推進課長でございます。

私どもは、この45ページ中段に書いてございます、見守り人材向けの出前講座というのは既に実施をしているところでございまして、実施で見ますと300回、受講していただいている方は7,492人というのが昨年度の実績でございます。

これのお知らせにつきましては、先ほど来お話の出しております地域包括支援センターですとか、区市町村が中心のネットワークでございますので、そういったところに集中的にお知らせをして、区市町村の消費生活部門のほうにも働きかけをしながら、皆さんに知っていただくようにしているところでございます。

○後藤会長 はい。

○とや委員 ありがとうございます。実績積みまれているということで、さらに、もう少し積極的にやって、この人数をふやしていただきたいということを要望しておきます。

そして、もう1点伺いたいと思います。82ページ、今度はトラブルの解決に向けた相談の体制についてです。

なかなか解決しなくて、早期発見がとても大事になっていると思うんですけども、消費生活相談の充実というところで、相談員の方々が今は非常勤で勤務されていると思うんですけども、その方々の勤務条件というんですか、そこら辺をちょっと教えていただけますか。確認をしたいのですが。

○活動推進課長 センター活動推進課長でございます。

区市町村にも消費者活動センターがございます。私も東京都消費生活総合センターは飯田橋に庁舎がございますけれども、そちらに44名の相談員がおりまして、その勤務条件としまして、月当たりの日数で言いますと、月16日勤務していただいて、月曜日から土曜日まで9時から5時まで御相談を受け付けるという体制を組ませていただいております。

○とや委員 いいですか。

○後藤会長 すみません。ほかの方も待っていらっしゃるの、また時間がありましたらよろしく願います。

○とや委員 そうですか。

○後藤会長 それでは、ほかに手を挙げた方がたくさんいらっしゃいます。すみません、もう一度挙げていただけますでしょうか。

それでは、加藤委員、よろしく願います。

○加藤委員 1点だけ要望をさせていただきたいと思うんですが、77ページなんですけれども、身近な生活環境でのVOC対策ということで、今、生産者側に対しましては、東京都もこのVOC対策ということで一生懸命やっただいております。

そうした中で、この身近な生活環境での排出抑制策というのは、あんまり浸透していないのはそのとおりだと思ひまして、これが今後、低VOC商品の選択促進等の取組を進めていきますということは、非常に大切なことだと思うんですが、全体の将来的な目指す方向性として、東京都は世界一の環境先進都市を目指していこうという観点からしますと、やはり、将来にわたっては、脱VOCということを目指すという大きな流れの中で、この5年間の中で低VOCという、そういうアプローチということが大事ではないかと思ひしておりますので、この東京都の大きな目指すべき方向性、こうしたことをぜひ前の文章の中で書いていただきたいなということを要望しておきます。

以上です。

○後藤会長 よろしいですか。

それでは、末吉委員、よろしくお願いします。

○末吉委員 私からは、1点質問と2点意見がございます。

まず、1点目の質問ですけれども、24ページの消費者の意識というところで、調査をなさった結果が出ておりますけれども、もしかしたら以前お伺いしたかもしれないんですが、これらの調査というのは、どういう方法で調査をなさったのか教えていただきたいと思っております。

それから、2つの意見ですけれども、1点目は23ページ、持続可能な開発目標（SDGs）の策定・発効というところなんです。今、このSDGsは世界共通言語と言われるぐらいで、世界的にはSDGsの17個の目標を達成していこうという流れになっています。

日本でも、企業や自治体、教育機関などにおいて、このSDGsの目標を様々な形で達成していこうと、取組がスタートされたところです。

このうち12番目の目標、つくる責任、使う責任というのが、まさに持続可能な消費、エシカル消費のことを言っておりますので、SDGsの認知促進もあわせて、エシカル消費とうまくつなげながら、エシカル消費の促進も兼ねて抱き合わせで進めていただけたらなと思っております。

あと、もう1点ですけれども、75ページの持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進という箇所、下の四角で囲まれたところにエシカル消費の説明が書いてありますけれども、この中に下から2行目、資源保護等に関する認証がある商品というものが、エシカル消費の一つの形であるというふうに説明がされています。

この認証の製品というのは、消費者にとってエシカル消費を実践していく上で、あるいは実現していく上で、一つの目印となる非常にわかりやすいものです。今、世界では、エシカルにまつわる認証ラベルやマークというのは430ぐらいあるんですね。消費者にとってはものすごくわかりにくいということがありますので、例えばですけれども、国際認証ですとか、日本で発行された、いわゆる消費者がよく見かける認証ラベルなどをうまく整理をして、東京くらしWEBなどの中で、認証についての情報を積極的に発信していただきたいというふうに思っています。

それこそ、2020年東京オリンピック・パラリンピックでも、持続可能な調達基準の策定もされつつあるということですので、今後、消費者が目にする認証のマークなども増えてくると思いますので、そういう意味でもこういった情報は必要になってくるかと思っております。

以上です。

○後藤会長 それでは、今の御質問の部分についていかがでしょうか。

○企画調整課長 24ページの消費者意識の調査に関しましては、31ページに調査の概要があります。今回、意識調査を二つ実施しております、都民の消費生活に関する意識調査と、若者の消費生活に関する調査を行っております。

対象と調査期間、調査方法につきましては、31ページの記載のとおりですが、インターネットアンケートで行っている調査でございます。

○後藤会長 ありがとうございます。

小浦委員。よろしく申し上げます。

○小浦委員 ありがとうございます。私も1点要望です。ページで言いましたら、51ページの健全な市場の形成に関連するかなと思いますが、クレジットカードの決済端末にIC対応を進めようということで、経済産業省とクレジット協会がこの度マークをつくりまして、このお店ではそのICの決済ができますという見える化を進めようとしています。

来年の4月から展開を予定されているそうなんですけれども、2020年のオリンピック・パラリンピックを待たずとも、今、大変東京には外国からたくさんいろんな方がみえていまして、決算するとき、やはり磁気でやるよりはきっと心配されていると思うんですね。日本はまだこういうことをやっているのかと思われて、不安なお買い物をされるよりは、なるべくICの決済をするようにされるのが、東京では求められているんだと思います。

ですので、51ページに新しく項目立てをするのかどうかは、ちょっとそこはお任せいたしますけれども、このクレジットカードのIC対応は進んでいるという、この情報を入れていただければいいかなと思っております。

あわせて消費者教育の推進として、東京くらしねっとや東京くらしWEBなどでも、啓発をしていただければと思っております。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

河上委員、よろしく申し上げます。

○河上委員 もう既に御指摘をされている部分もありますが、何点か気のついたところをお話いたします。

一つは、最初に石戸谷委員などがおっしゃっていた点でして、消費者安全確保の地域協議会がございましてけれども、その中に社会福祉関係の機関が入ってくるということは確かです。それと消費者政策の部分を必ずリンクさせておく必要があります。この協議会は定期的開催されることとなりますので、社会福祉部門とは形の上でもきちんと連携をとっていただけるようになることが、ぜひとも必要ではないかというのが第1点であります。

それから、第2点は、これは先ほど丸山委員がおっしゃっていたことと関係いたしますけれども、ネット上でネットを介して、実はB to Cじゃなくて、C to Cの取引が結構ふえております。メルカリなどもそうですけれども、自分の物を売って相手に買わせるという形で、今まではそのB to Cの中で事業者には不適切な販売活動があるんじゃないかという話をしていましたけれども、C to Cのところでも問題が起きております。これが消

費者問題かと言われるとなかなか難しいところがありますけれども、少なくとも、そのプラットフォームをつくっている人たちに、そうした誤解を生じるような、あるいは、トラブルが発生しやすい形でのプラットフォームを用意することは、やめていただくことが必要ではないかということで、そのプラットフォーム業者との関係で一定の指導をきちっとしていただくということが、ぜひ求められるように思います。

それから、3点目ですけれども、実は執行の問題であります。不適切な取引行為の排除に関する政策の第2番目の柱のところ、いろいろと取締りの話があって、東京都はよくやっているという自己評価もあり、私もそのとおりでと思います。地方に比べると東京都の実績は非常に高いことはわかりますけれども、全国的に見ると相当温度差がある。特商法に限ってでも、実際に地方でやった処置は、その地域でしか効力がないということがございます。広域連携をしながら、いろんな地域が連携すれば、その範囲でもまた取締りの効力は広がりますけれども、例えば、地方経産局や消費者庁を巻き込んでおけば、その場合には全国規模の取締りが可能になります。

特商法の執行体制の中で、東京都がリーダーになって関東圏は随分やっつけいらっしゃるわけですが、そのときに、関東圏だけを対象にしないで、全国にもその規制の効果が及ぶべきであると考えるのであれば、もっともっと経産局を巻き込んで、その一定の指導なり規制なりを行うということをししないと、効果が十分には上がらないのではないかという気がします。

その上で、これまでの実績からすると、どちらかというと指導が多くなってきていて、業務停止命令や指示などが、だんだん少なくなっている。地方消費者行政に回っているお金がだんだん枯渇しつつあるということもあって、それだけ、その全国規模での被害を抑えるには、やはり東京都のような比較的能力と元気のあるところがやらないといけないのではないかと思うものですから、ぜひ、いろいろ広域連携とともに経産局や消費者を巻き込んだ形での執行や指導をしっかりとやっていただきたいと思います。

そのときに、その取締りをやるときのきちんとしたノウハウを持った人が必要で、証拠をきちんと固めるために警察OBの方、あるいは、被害者からの聞き取りをうまくやるために弁護士の方などの、プロの、つまり事実認定に耐えられる調査官を、非常勤でもいいから、取締Gメンみたいな形で組織することも考えていいように思います。

先ほど、情報管理班とか、その前の特別機動調査班ができ上がって、動いているというお話でしたので、あるいは、もう既に実施に移されているのかもしれませんが、そうした専門職の方を積極的に活用して、取締りの実を上げることも、今後ぜひやっていただければありがたいと思います。

最後になりますけれども、来年の通常国会に、恐らく未成年者取消権の年齢を今の20歳から18歳に下げるといって、成年年齢の引下げに関する法案が出る可能性が非常に高いと言われておりまして、そうなりますと、高校を卒業した時点でもう若者は市場に放り出

されることとなります。先ほどの話でも、その20歳を境にして被害がふえていくという話がありました。それまでは未成年者取消権で守られていたからではないかというお話でしたけれども、今度は高校を卒業したらもろに低下する形になりそうです。しかも、高校3年生には既に18歳になっている者もおります。ですから、場合によっては学校の中でマルチのようなものが広がったり、被害が展開していったときには、手のつけられないスピードでそれが拡散することが起きます。

それを考えると、やはり教育委員会とか、そういう学校関係の教育機関に、もっと真剣に消費者被害の若年者被害の拡大が起きる可能性が高いことを前提に、もとからしっかりとした指導をしていただく必要があります。情報を共有するなどという生易しいものではないと思います。きちんと若者に対する消費者教育をやっていただくということを、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。少し待ってください。都のほうから。

○消費生活部長 先ほど来、見守りの話が出てまいっております。私ども、今、取組に熱心な区市町村と手を組んだ形でモデル事業と称しておりますけれども、我々もできるだけ入り込むような形で、具体的に見守りネットワークの構築に向けて、先進的な取組というものを掘り起こし、それをさらに他の区市町村に広げていくということで、2024年度ですかね、全区市町村で構築をするという目標を持っておりますので、そういったような取組もしておりますし、区市町村でどういう取組をされているかということ、我々のほうでチェックするようなシートをつくりまして、そういったものにも御記入いただきながら、東京都全体の見守りネットワークの底上げを図るような取組というのを鋭意進めているところでございます。

そういう中で、今回、消費者安全確保地域協議会ですかね、この辺の記載も前回の答申のときに御意見をいただいたものですから、今回の計画に盛り込んでいて、ネットワークの構築とほぼイコールになりますが、安全確保地域協議会の推進というふうになっていることもございますので、あわせて、しっかり取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

取締りの話がございました。こちらにつきましては、私どもも消費者庁と密に連絡をとりながら取り組んで、一緒にやっている部分もございます。

一方、私どもも機動性みたいなことも考えなくてはいけない部分もありまして、その辺は十分このバランスをとりながら、消費者庁や関係機関、他県と連携をとってやっているということで、今、先生の御指摘にありました警察の、都の場合は現役の職員もおりますし、OBもいるものですから、あるいは弁護士などの助言もしっかりいただきながら、処分なり指導にこれからも引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。



成人年齢の引下げにつきましては、この計画の大きな柱の一つだというふうに思っております。学校現場と私どもとの、これから一緒にやる部分と、やはりその学校教育を支援する、学校の先生を支援するという意味で、そういうような取組も消費生活総合センターでかなり力を入れてこれまでやってきましたし、その辺、教員に対して我々のサイドからも支援をするということを今回書き込んだつもりですので、引き続き、その辺の取組をしてまいりたいというふうに思っております。

その他、やはりこの5年間の中で動きをしっかりと見きわめながら、我々のほうとしても対応していくべき事項というふうに思っておりますので、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

○後藤会長 ありがとうございます。

上村委員、先ほど手を挙げていらっしゃいましたよね。

○上村委員 上村でございます。

まず1点、御質問がございます。基本の理念のところに、健康で安全かつ豊かな生活を子孫に引き継ぐという表現があります。普通、次世代とか将来世代という言い方をしますが、何かこの子孫のところには思い入れがあったのかなと思ひまして、あったら教えてくださいというのが1点御質問です。

それから、これはお願いですけれども、先ほど丸山委員が言われたように、消費者が加害者になる、C to Cという時代が、フリーマーケットアプリだとかを使って、来ていると思います。若い人たちのそういう取引が非常に活発になっていく中で、金融リテラシーを、今までの金融リテラシーとは違う金融リテラシーが必要なのではないかなと思われま

す。

35ページにあります学習指導要領で、今は小学校、中学校で金銭管理の教育をするべきだったということがありますが、IC対応の取引が世界では一般的になっていて、例えば中国などでは、どんな小さなお店でももう現金は使われないような状況のようなどころから東京に人が来て、いろんな契約をする、消費をするという時代に、どういうふうなお金の管理能力を持っていて、お金の使い方をするのか、電子マネーのキャッシュレス化の中で金銭教育が重要です。東京の金融リテラシーを、小さい子供たちの時代から対応ができるように、東京では特色を出していただきたい、これは要望でございます。

それにあわせてもう一つ要望です。そのキャッシュレス時代では、先ほどエシカル消費のところのお話ございました、クラウドファンディングであるとか、少額でも、自分が持続可能な社会に対してお金を出したり、何かを寄与できることを、非常に若い人たちは気持ちの上で参加ができているという感じで共感できるということで、プラス思考で参加したがついています。そのときにいろんなトラブルが発生する可能性もありますので、そのクラウドファンディングとか、金融関係のところで、やはり、これも御注意をいただきたいという、これは要望でございます。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

都でコメントはございますでしょうか。

○企画調整課長 基本理念の健康で安全かつ豊かな生活を子孫に引き継ぐことを目指しという部分ですが、東京都消費生活条例の冒頭に同様の文章がございまして、今回の基本理念策定に当たりましては、この条例を引用させていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

○後藤会長 柿野委員は手を挙げていらっしゃいますか。よろしく願いします。

○柿野委員 一つ質問と二つ意見があります。

まず、質問のほうをさせていただきます。今回、見せていただいている東京都消費生活基本計画、この中に消費者教育推進計画も含まれているという説明がありました。前回のものは、この基本計画のほかにもう一つ、消費者教育推進計画というものが別立てで作られておりますけれども、今回はそういった予定があるのかどうか。今回見せていただいた、これがもう消費者教育推進計画として位置付けられ、出されていくものなのかというところを確認させてください。

○後藤会長 この点はいかがでしょう。

○企画調整課長 御質問ありがとうございます。今回策定します、新たなこの東京都消費生活基本計画につきましては、現行の消費生活基本計画としても位置付けられておりますし、東京都消費者教育推進計画にも位置付けられておりますので、この冊子以外に消費者教育推進計画を策定するという予定はございません。この1冊で現行の消費生活基本計画と消費者教育推進計画、両方の位置付けとなり得るものと考えております。

○柿野委員 では、その上で一つお願いしたいことがあるんですけども、消費者教育の推進に関する法律が施行されてちょうど5年経ちました。

この基本理念の中で、消費者が消費者市民社会を構成する一員として、主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行わなければならないという、基本理念の2番目の内容があります。

この発言は去年の段階で申し上げるべきだったと反省しているのですが、その消費者市民社会の形成に向けて、国全体が消費者教育を行っていかうという流れの中で、今回のこの消費生活基本計画、消費者教育推進計画は、あまり消費者市民社会という言葉が出てきていないと思います。これは前回の消費者教育推進計画を拝見したときも、東京都は消費者市民社会をどう捉えているのかなと、私自身は思ったのですが、東京都も消費者市民社会の形成に向けて消費者教育を実施するという国の方向性は、しっかり踏まえていくべきではないか、ということが1点目です。

これを除いて、あと二つ申し上げたいことがあります。

2点目なんですけれども、エシカル消費のところで、消費者がエシカル消費をしていこ

うという考え方が出てきているわけです。75ページです。

消費者団体等との協働によって、またさらにそれを広げていこうという話があるんですけども、やはり、このエシカル消費を実現していく上では、事業者の役割が非常に重要であって、消費者だけが頑張ればいいというものではないので、やはり、事業者が健全な市場の形成ということで、51ページに、コンプライアンス向上という法令順守という観点からは書き込みがあるんですけども、やはり、この法令ではない部分の規範的な部分で、事業者のそういった活動を促していくような消費者との対話に向けた場づくりも、行政がやっていく必要があると思います。

それから、このエシカル消費ということなんですけれども、先ほどの消費者市民社会の形成ということで考えてくれば、この5年間の中で、消費者市民社会概念をよりわかりやすく普及していこうという考え方の中から、エシカル消費が出てきているというふうに私は理解しています。そう考えると、エシカル消費、さらに先ほど末吉委員がおっしゃったSDGsという、この国連の動きなどともタイアップしながら、その広がりが出てきているというような位置付けで、このエシカル消費も捉えていくべきではないかなと。ですので、75ページの(2)の書き方についても、そういった理解のもとで記述していくのが望ましいと思いました。

最後1点なんですけど、先ほど成年年齢の引下げということで河上先生から言っていたことは、まさにそのとおりだというふうに思ったんですが、その当事者となる高校生のみをターゲットにするのではなく、今回、学習指導要領の改訂で、小学校、中学校でも契約に関する内容がかなり強化されていますので、小学校、中学校の先生方に対するサポートをしっかりしていただきたいなということを思います。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

都ではよろしいですか。特に御質問ということではなかったのですが、よろしいですか。

それでは、先ほど手を挙げていらっしゃった、原田委員、よろしくお願いします。

○原田委員 ありがとうございます。私の方からは手短かに、要望というか、意見だけお話しさせていただきたいと思います。

やはり、第3章の視点の2のところの情報通信技術の進化とグローバル社会ということで、先ほどからもほかの委員の皆様から御意見等あったかと思いますが。いろいろな取引形態も進化しておりますし、なおかつ、加害者になるというようなお話もありましたけれども、さすがにグローバル化ということで、その攻撃になる場合もその国際的に攻撃をすると、国内だけではなくて、海外の人に向かって攻撃をしてしまうとか、実際に、例えばその仮想通貨というお話もちょっと書かれておりましたけれども、じゃあ、ビットコインとかというのは、それは円とかドルとかみたいな為替はありませんので、そうすると、その詐欺もグローバルになっていくというのが、もう実態になっているんじゃないかというふ

うに思います。

だから、そういった手口のものについて、もうグローバル化しているんだというような認識を持って、この5年間を見ていきたいというようなところもございますし、やはり情報収集に関して、例えば、情報発信とかという、教育とかというアウトプットのところはいっぱいあるんですけども、じゃあ、そのための情報収集をどういうふうにしていくかと、そして、その収集したものに対する分析の部分ですね、そこに関しては余り手厚く書いてはいないので、そこら辺もちょっと充実して考えていただけるとありがたいなど。

特に、その消費者相談というところは、まさにセンサー的な部分でもありますので、一番最後のページに「センター・オブ・センターズ」と書いてありますけれども、まさに、そういう「センサー・オブ・センターズ」みたいな、そういった形で、その相談を受けるということで、常にいろいろな御相談を受けるという中では、やはり、そのセンサー的に、ああ、これはちょっと問題があるよねと、それを分析するというようなのというのは、ある程度の知識と能力がないとできない部分でもありますし、特に最近はそのAIスピーカーとか、新しい技術のものができてきて、実際にもう販売されていて、それでまた何か出てくるかもと。

あれは何ていいますか、いろんな電気つけたりとかというところにとどまらず、そのうち、発注とか何とかまで全部取引までできるようになっていく可能性はありますので、そういったところの問題点とかということも先駆けて考えていって、そういったところで、被害防止とかというようなところも検討できるような体制づくりというのを、今後、要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

洞澤委員、よろしく願いいたします。

○洞澤委員 3点ほど意見を述べさせていただきます。

まず1点目ですけれども、82ページのほうに、消費生活相談の充実といった項目を設けていただいております。そこで一つの意見なんですけれども、やはり、消費生活センターを支える相談員さんたちの水準を保つということが、消費者被害の救済という意味でも非常に重要なことというふうに思っておりますので、その研修の充実をさらにお願したいということと、それから、多様な消費者に対して対応される相談員さんたちの負担といったものを軽減するといった意味でも、そういったケアをきちんとしていただくことが、さらなる相談体制の充実にもつながるかなというふうに思いますので、具体的な施策に当たっては、そういったところの配慮もお願いしたいと思っております。それが1点目です。

それから、2点目ですけれども、やはり最近の消費生活のそのトラブルとして、表示や広告に関してを入り口としたトラブルが非常に増えているというふうに思っております。広告等の影響力といったものは、非常に無視できないといったところもありますので、こ

の点に関しては、事業者並びに消費者に対する教育といったところを、きちっと充実させていただければというふうに思っております。これが2点目です。

それから、3点目ですけれども、先ほどちょっと柿野委員のほうもおっしゃっていただきましたが、高校生に対する消費者教育の充実といったところだけではなくて、やはり小中学生といったところも非常に重要なというふうに思っております。

これは自分が事件の処理をしている実感といったところもありますが、やはり、未成年者の相談で、非常にオンラインゲームとかについての相談も非常に多いなというふうには実感をしておられるところなんですけれども、そうしたときに、やはり、その未成年者本人、それから、その親御さんの契約の知識に関する、やはり、リテラシーがすごく低いというか、不足しているなということを非常に実感しております。そのあたりがきちんとフォローされると、この種のトラブルというものが、もう少しいい方向で解決していくのではないかとといったところはあるのと、それから、電子商取引に関してはその経産省の準則といったところもございますが、やはり、そういったものの解釈についての事業者の対応といったところも、まちまちなところもありまして、それもトラブルの解決において、非常にいろんな意味で円滑な解決を阻害している部分もあるかなというふうにも思っております。

したがって、事業者に対するそのコンプライアンス研修といったところも、東京都は非常に力を入れていらっしゃるかと思いますが、そういった視点も含めて、さらに研修の充実をお願いしたいと思っております。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

阿部委員、先ほど手を挙げていらっしゃいました。

○阿部委員 よろしくお願ひいたします。皆さんの御意見が出ているところは省きまして、消費者教育68ページで区市町村の消費者教育に対する支援というところで、ここには消費者教育コーディネーターの設置、消費生活サポーターの育成等消費者教育の推進体制の整備という形で記載していただいております。

この消費者教育コーディネーターというのはやはり非常に重要で、私ども全相協といたしましても消費者教育をさらに推進していこうとしているところです。東京都ではマスター講座をはじめ、たくさんの講座をなさっておられますが、その講座の終了後に、消費者コーディネーターを中心として、学校であったり、消費者団体であったり、事業者団体、専門家というところをつないでいくという部分では非常に重要であると考えております。この区市町村の消費者教育に対する支援の部分だけではなく、その前ページ、66ページの(1)の消費者教育の総合的な推進の部分で、都における消費者教育の拠点としてというところがございますので、ここにやはり消費者コーディネーター等の設置として、記載していただけたらと考えております。これは要望の一つでございます。

それから、先ほども洞澤先生のほうからも御意見ありましたが、やはり、相談員の資質

の向上にむけた、研修等の充実というところ記載をしていただきたいと思います。心のケア等の記載はしていただいています、研修の充実もお願いいたします。

先ほど、執行についての問題もご意見として出ておりましたけれども、やはり、消費生活相談員がどれだけ聞き取りができるか、その事業者のどこに問題があり、法的な問題点として何を聞き取れば、法執行につながるかというところは、相談員の肩にかかっていると私は思っております。消費者相談は、一つ一つの救済をするところのまた側面として、その相談内容から法執行の聞き取りもしていくという高度なことをしているわけですので、やはり、そういった研修の充実は入れていただきたいと思います。

それから、82ページのところでの御質問ですけれども、前回では、聴覚障害者向けの電子メールの相談は難しいという御発言があったかに思うのですが、今回、電子メールによる相談を新たに開始しますということで入れていただいたので、非常に進んだのかなと思っております。これはメール相談として対応していただくということでよろしいのでしょうか。これは御質問でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ただいま、原田委員、洞澤委員、阿部委員から御意見をいただきましたけれども、特に御質問の部分を中心に、三人まとめてということだと少し対応は難しいかもしれませんが、何かコメントすることがありましたら、よろしくお願いたします。

○相談課長 メール相談でございますが、消費生活相談は言葉によるコミュニケーションというものが重要なのですが、聴覚障害の方は言葉によるコミュニケーションというのが難しい状況でございます。前回も委員のほうからもいろいろお話いただきまして、私どもでは、そういう言葉によるコミュニケーションがとれない方については、こういう電子メール等を活用しまして、相談に乗れる体制を何とかつくっていきたいということで、こちらの計画に乗せさせていただきました。

○後藤会長 ほかにどうでしょうか。何かございますか、都のほうから。

○消費生活部長 そうですね。相談の話が今かなり出てきておりまして、いろいろ区市町村のニーズもセンターのほうでしっかり組みながら、施策展開を今まで進めてきております。

その辺のさらなる取組ということと、相談を受ける側のということに関しますと、こちらの83ページのほうに、消費生活相談カウンセラーの記載がありまして、区市町村への活用もそうですし、我々都の職員のほうもそうですし、そういう意味での取組を図っているのかなと。センターのほうから補足があればお願いしたいと思いますけれども、そんなふうを考えております。

いずれにいたしましても、今のいただいた御意見、もう一回検討させていただいて、反映できる分については反映が可能であればさせていただきたいなというふうに思っております。

それから話が飛ぶんですけれども、先ほど申し上げたらよかったんですが、エシカルのところのお話で、私どもも今回は表示について、認証のマーク、末吉先生のお話があったように物すごい数があるということで、あれをどういうふうに表現というか、紹介していったらいいのかということについて、我々も行政の立場ですので、いろいろこれから悩まなきゃなという部分がありまして、ただ、我々も今回はWEBの啓発のページを、くらしWEBで立ち上げるようなことを考えておりますので、よく検討しながらですね、やはり都民にエシカル消費の理解促進を進めるために、マークの重要性というのは非常に高いと思っていますので、検討していきたいなというふうに思っております。

ちょっとすみません、あちこち飛びましたけれども、とりあえず以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

それでは、飛田委員、よろしくお願ひします。

○飛田委員 ありがとうございます。お願いでございますが、22ページのところのフィンテックの進展という言葉がございます。これは、多分、ファイナンステクノロジーからできた言葉ではないかと思うんですけれども、ぜひ何か注をつけていただいて御説明いただければありがたいと思っております。

それから、もう1点は、東京都は先進的にずっと消費者行政を進めていただいている、56ページのところに、マンションを選択しやすい仕組みの推進というマンションの環境性能表示がございまして、これも大変消費者の選択に役立っているんですけれども、昨今、ちょっと傾向として、土地の利用の仕方が大変厳しくなってきたその状況からか、1階部分が掘り下がっているようなところがたくさんございます。マンションの1階部分、結局、天井が少し低くなって、1階のところから外を見ると、隣の地上のところよりも下がっているマンションというのが結構散見されるようなんです。

そうしますと、そういうマンションにこの東京都のマンション環境性能表示などが付けられますと、消費者にお墨付きを与えるような傾向にもなりますので、それは関係法令がたくさんあるかと思っておりますので、単純に申し上げることはできないんですけれど、ぜひ、その点、御賢察ください。お願いいたします。

○後藤会長 先ほど、とや委員に、後にしてくださいと申し上げましたが、手短かに恐縮ですがよろしくお願ひします。

○とや委員 大変勉強させていただいて、相談員のところを質問と拡充をお願いしたかったんですけれども、その部分については他の委員の方から質問と御意見があったので、それは割愛させていただきます。

最後に、私からは、消費者団体の方々の活動をどう支援していくかというところでの要望をさせていただきます。先ほどもやっぱり活動していくには非常に困難を伴っていく、皆さん、ボランティアでやられていたりとか、経験のある方々がほかのいろんなことで時間をとられてしまう、あるいは、高齢化している、こういった中で、東京都が各消費者の方々

の活動をどう支援していくかという問題で、やっぱり人材育成と財政的な支援というのは不可欠じゃないかなと思っていますので、そこの部分については、ぜひ今後も充実、検討をしていただきたいと要望をさせていただいて終わります。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

様々な御意見をありがとうございました。東京都消費生活基本計画がより良いものになるように期待しております。

それでは、最後に、今後の策定に向けたスケジュールについて、事務局からお願いいたします。

○消費生活部長 どうもありがとうございました。委員、専門員の皆様には、本日の諮問事項に対する答申、それから、ただいまの消費生活基本計画の素案への御意見などを頂戴し、まことにありがとうございました。

基本計画の策定に向けましては、現在、パブリックコメントを実施しておりまして、1月28日まで都民の皆様からの御意見を募集をしておるという状況でございます。

いただいた御意見などを反映しまして、3月末に計画を策定、公表する予定となっております。

策定した計画につきましては、審議会の委員、あるいは専門員の皆様に御送付をさせていただきますので、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○後藤会長 それでは、以上をもちまして、本日の総会及び消費者教育推進協議会を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

(午後3時22分閉会)